

施設サービス費の見直しに関する資料

目 次

1. 施設サービスの介護報酬について ······	1
2. ユニット型個室等に係る基準について（案）····	5
3. 従来型個室の報酬の取扱いについて（案）····	7

施設サービスの介護報酬について

1. 施設サービスの介護報酬の仕組み

- 施設サービスの介護報酬は、大別すると「施設介護サービス費」と「基本食事サービス費」により構成されている。

施設介護サービス費

利用者負担（1割）
保険給付 (食事の提供以外)

- ・要介護度別の設定
- ・1日当たり包括が原則
- ・地域差については、1単位当たりの単価で調整
(例：特別区10,48円、特甲地10,4円等)
- ・保険給付の対象の中には、「介護」に要する費用のほか、「居住」に要する費用が含まれる。

- 利用者負担については一定の上限額（※）を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組みとなっている。(高額介護サービス費の支給)

※ 生活保護受給者等 : 15,000円／月

市町村民税非課税世帯 : 24,600円／月

上記以外 : 37,200円／月

基本食事サービス費

標準負担 (利用者負担)
保険給付

- ・要介護度、地域に関係なく一律に設定。
- ・2,120円／日（うち標準負担780円）
- ・保険給付の対象の中には、「栄養」に要する費用、「調理」に要する費用等が含まれる。

※標準負担は、低所得者についてはより低い額を設定。

生活保護受給者等 : 300円／日

市町村民税非課税世帯 : 500円／日

2. 施設サービスの介護報酬の見直し

(1) 見直しの趣旨

〈制度の持続可能性〉

- 介護保険制度は保険料（高齢者も負担）と公費という国民負担により支えられている制度であり、保険料の急増を抑えるためには給付の効率化・重点化が必要。

（参考）

保険料を支払っている高齢者：約2,500万人

サービスを利用している高齢者（施設）：約80万人

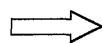
〈給付と負担の公平性〉

- 同じ要介護状態であれば、在宅でも、施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべきであり、施設給付の範囲については、在宅高齢者との公平性確保の観点から見直しが必要。（短期入所や通所系サービスにおける給付範囲の見直しも、在宅高齢者間の公平性の観点から行うもの。）

- ・ 現行では、同じ要介護状態であっても、在宅と施設とでは保険給付（及びこれと表裏の関係にある利用者負担）は、2倍近い差がある。
(1人当たり保険給付額、要介護度3～5の平均)

施設でサービスを受けた場合：約32万円／月

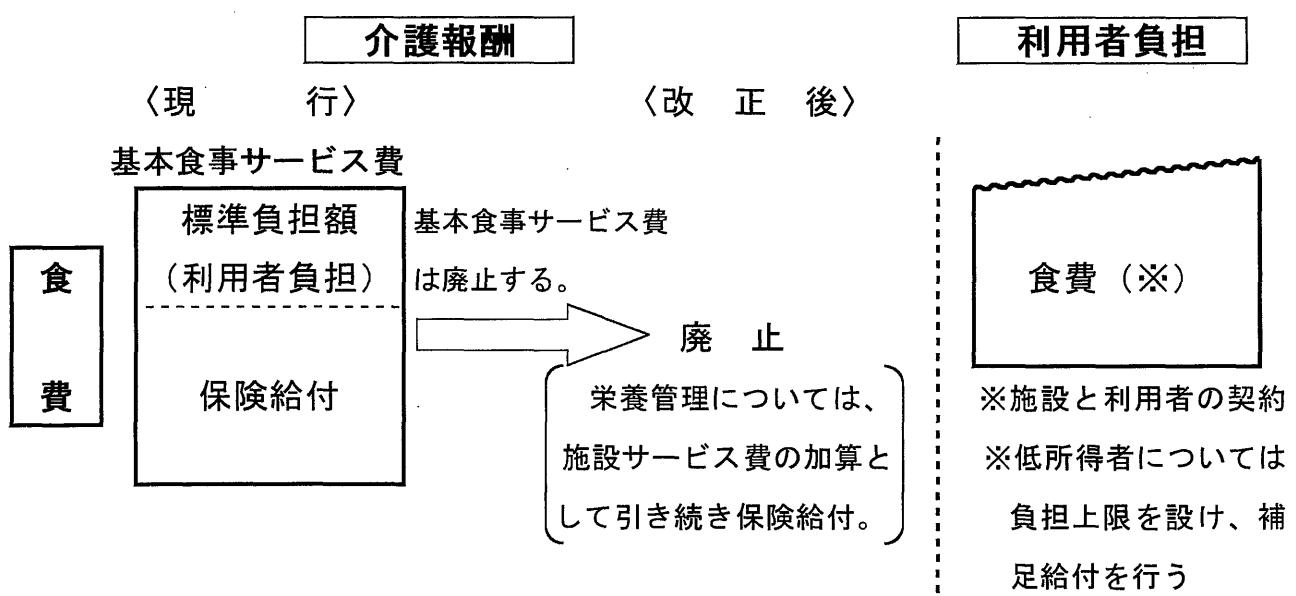
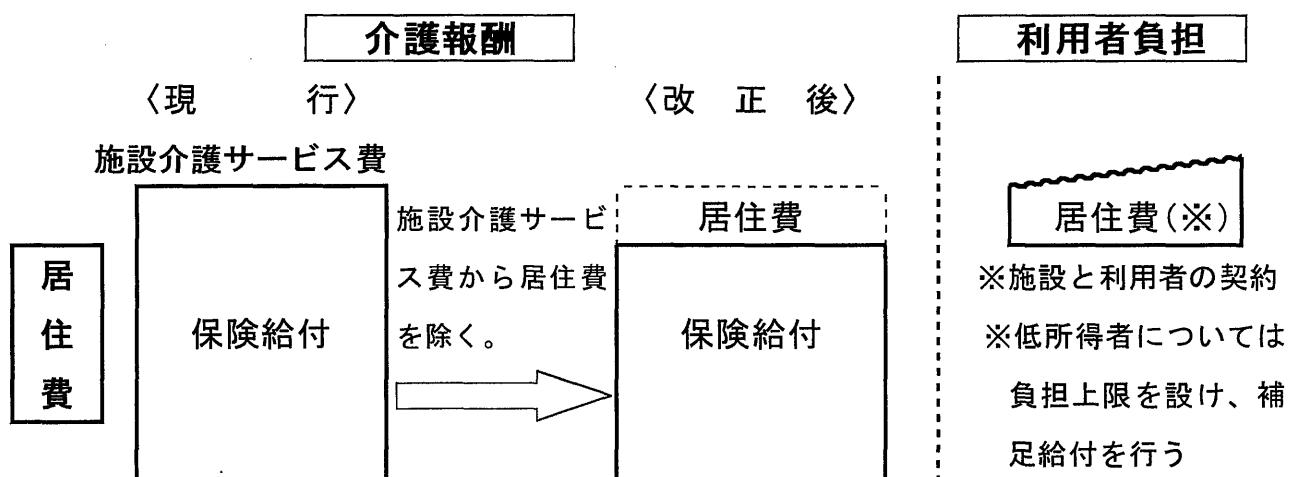
在宅でサービスを受けた場合：約15万円／月



介護保険の保険給付の範囲は、「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食事」に要する費用については、保険給付の対象外とする。

(2) 施設サービス費の介護報酬設定の考え方

- 「居住」に要する費用と「食事」に要する費用を保険給付の対象外とするに当たっては、現行の報酬体系の違いを踏まえることが必要。
- 「居住」に要する費用は、現行報酬においては、「施設介護サービス費」の中で、「介護」に要する費用とともに一体的に評価されているため、現行の報酬から控除する「居住費」の範囲・水準を一定の考え方の下に決めることが必要。
- なお、利用者負担は保険外負担であり、その水準は施設と利用者の契約が基本。報酬から控除される額が一律に利用者負担となるものではない。



〈報酬設定の基本的な考え方〉

- 現行の介護報酬は、全国一律の報酬として設定されており、改定に当たっても、介護事業経営実態調査に基づく平均的な収支バランス等を考慮しつつ、全国一律の報酬として改定が行われている。
- したがって、個々の施設ごとに見れば、設定された報酬（施設介護サービス費）と実際のコストとの間には差が生じ得る。

※地域差は1単位当たりの単価で調整している。
- 今回の見直しにおいても、これまでの報酬設定（改定）の基本的な考え方に基づき、報酬から控除する「居住費」の範囲・水準については、全国平均的なものとして設定する。

〈報酬から控除する居住費の水準の考え方〉

- 今回の見直しにおいては、報酬から控除する「居住費」については、居住環境に応じて設定。
- 居住環境という観点から見ると「多床室」と「個室」とは相当の差異があることから、報酬から控除する「居住費」の水準については、個室については、「室料相当+光熱水費相当」を、多床室については、「光熱水費相当」を、それぞれ「居住費」の水準として設定。
- 具体的な水準については、次のデータを総合的に勘案し設定。
 - ①介護保険施設のコスト構造（事業経営の観点）
 - ・介護保険施設の平均的な収支から見た「居住」に関連する費用（減価償却費、光熱水費等）
 - ②在宅とのバランス（利用者側の観点）
 - ・在宅にいる高齢者や、在宅に近い居住環境にある居住系サービスを利用している高齢者が平均的に負担している「居住費」の範囲・水準

ユニット型個室等に係る基準について（案）

（1）介護老人保健施設・介護療養型医療施設のユニット型個室の基準

- 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニット型個室の基準については、介護老人福祉施設のユニット型個室の基準並びの基準としてはどうか。

◆ 介護老人福祉施設のユニット型個室に係る基準

【設備に関する基準】

① ユニット

- 居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成。
- 居室：
 - ・ 定員は1人とする。
 - ・ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設置。
 - ・ ユニットの入居定員は、おおむね10人以下。
 - ・ 床面積は13.2m²以上。
 - 共同生活室：床面積は、2m²×当該ユニットの入居定員以上。
 - 洗面設備・便所：居室ごと又は共同生活室ごとに適当事数設置。
 - ※ 居室ごとに設けることが望ましい。
 - 浴室：要介護者が入浴するのに適したものとする。
 - ※ 居室のある階ごとに設けることが望ましい。

② 廊下幅

- 1. 5m以上（中廊下1.8m以上）

※ 廊下の一部の幅を拡張し、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められることが必要（そうではない場合には、一般的の介護老人福祉施設と同じ1.8m以上（中廊下2.7m以上））

【運営に関する基準】

- 介護、食事等、適切なユニットケアを行うための基準 等

※ 平成15年3月以前から個室ユニットケアを行っていた施設については、居室面積の基準は「10.65m²以上」、共同生活室の基準は「ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」との経過措置がある。

- ※ 個室ユニット型の介護老人福祉施設の人員配置基準は、一般の介護老人福祉施設と同じであるが、
- ・ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
 - ・ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- することが望ましいとしている。

[一般的な介護老人福祉施設の人員基準]

- ・ 医師（必要な員数）、生活相談員（入所者100人に対し常勤で1以上）
- ・ 介護職員又は看護職員（入所者3人にに対し常勤で1人以上）
- ・ 看護職員：入所者30を超えて50を超えない施設では、常勤で2以上
入所者50を超えて130を超えない施設では、常勤で3以上等
- ・ 栄養士（1以上）、機能訓練指導員（1以上）、介護支援専門員（1以上（入所者100又その端数を増すごとに1を標準とする）等

(2) ユニット型準個室に係る基準

- 介護保険3施設におけるユニット型準個室の基準については、以下のとおりとしてはどうか。

【基準案】

- ・ 改修により個室ユニット型施設へ転換する場合には、居室の面積、居室間を隔てる壁について、一定の基準緩和を行う。

	完全な個室	準個室
居室面積	13.2m ² 以上	10.65m ² 以上
居室間を隔てる壁	○壁は天井との間で隙間なし。 ○可動ではない。	○壁上部が天井から一定程度あいていても可。 ※ 視線の遮断が前提。 ○可動ではない。 ※ プライバシー確保のために適切な素材であることが必要。

※ なお、居室には一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を改修して窓のない居室を設けたとしても準個室として認められない。

従来型個室の報酬の取扱いについて（案）

- 従来型個室の報酬の適用については、現行の特別な室料（特別な居室等の提供に係る追加的費用）の基準や実態等を踏まえ、一定の場合に経過措置を講ずることが考えられるがどうか。

1. 現 状

- 従来型個室（ユニット型になっていない個室）については、現行では、面積基準等、一定の要件（別添1）を満たした場合に特別な室料を徴収することができることとなっている。
- しかしながら、実態としては、利用者から特別な室料を徴収していない個室も多くある。（別添2）

2. 従来型個室の報酬適用に係る経過措置について

①既入所者について

- 従来型個室の既入所者のうち、現在、特別な室料を徴収していない者については、一定期間、次のような取扱いとすることとしてはどうか。
 - 報酬：多床室と同額の報酬を適用
 - 利用者負担：光熱水費相当
 - 特別な室料：徴収できない
- 上記の経過措置については、実施状況を踏まえ、一定期間後に見直すこととしてはどうか。

②新規入所者について

- 新規入所者についても、次のような場合に、一定期間、上記①の取扱いとすることとしてはどうか。
 - ・感染症や治療上の必要など、本人の意思によらず、施設側の事情により、個室への入所が必要な場合
 - ・居室面積が一定面積以下の場合

特別な室料に関する現行の主な基準

1. 定 員

特別な居室（病室）の定員が1人又は2人であること。

2. 特別な居室（病室）の利用者1人あたりの床面積

- ・介護老人福祉施設（特養） 10.65 平方メートル以上
- ・介護老人保健施設（老健） 8 平方メートル以上
- ・介護療養型医療施設 6.4 平方メートル以上

3. 居室の設備等

- ・特別な居室（病室）の施設、設備等が、特別な居室（病室）料の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
- ・特別な居室（病室）の提供が、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ・必要となる費用の額が運営規程に定められていること。
- ・特別な居室（病室）が、全体の居室（病室）のおおむね5割を超えないこと。（介護療養型医療施設において、国が開設する病院又は診療所であるものにあっては2割、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあっては3割を超えないこと。）

4. その他

- ・介護老人福祉施設（特養）については、国、地方公共団体の補助等を受けて建築されたものについては、特別な室料を徴収することはできない。
- ・介護老人保健施設（老健）については、認知症専門棟の個室については特別な室料を徴収することはできない。

介護保険三施設における従来型個室の現状

	特養	老健	介護療養
定員数	330, 916	254, 918	137, 968
個室数（A）	39, 868	26, 139	8, 759
特別な居室数（B）	110	19, 673	4, 827
B／A	0.3%	75.3%	55.1%

(資料) 平成14年介護サービス施設／事業所調査